

税

税に関する まんがを募集

松前町租税推進協議会では、毎年、税に関する作文やポスター、習字、標語、まんがなどの作品を募集しています。

昨年の作品集を3月始めに各世帯に配布しました。皆さん見ていただけましたか。

今年も、一般から応募できるまんがの募集が始まりました。ぜひ挑戦してください。

テーマ

税に関するものであれば何でも結構です。

募集期間

9月10日(水)まで

(郵送の場合は当日消印有効)

募集資格

個人、グループを問わず誰でも応募できます。

募集区分

一般、高校生、中学生、ジュニアの4部門

表現方法

B4サイズ、片面使用の平面作品、1作品については、用紙1枚でお願いします。

応募方法

作品裏面に、住所、氏名、職業、勤務先(学校名)、年齢(学年)、作品の題名を記入の上、役場税務課「税のまんが」係まで送付してください。

表彰

4部門の中から1点大賞を決定し、また、それぞれの部門より最優秀賞、審査員特別賞、優秀賞、入選を決定します。

作品例



昨年の大賞
伊達未沙子さんの
作品

自分が日ごろ税金について思っていること、感じていることをまんがで表現して見てはいかがでしょう。皆さんからのご応募をお待ちしております。

なお、優秀作品などは、11月13日(木)から18日(火)までの6日間、イオン高知ショッピングセンターで開催される「第7回全国まんが税展」に出展します。

問い合わせ

〒791-13192

伊予郡松前町筒井631
役場税務課「まんが係」

☎985-4109

平成15年度から国民健康保険税の計算方法が変わりました

公的年金等特別控除の廃止

65歳以上の公的年金受給者について所得割額を計算する際、基礎控除(33万円)に上乘せされていた特別控除(17万円)が廃止になります。

計算例

年齢65歳以上(昭和13年1月1日以前誕生)の方で年金収入300万円の場合
 $300万 \times 75\% - 75万 = 150万 \dots \text{A}$ (年金所得)
【変更前】
 $(A - 33万 - 17万) \times 7.1\% = 71,000円 \dots \text{㊟}$
【変更後】
 $(A - 33万) \times 7.1\% = 83,070円 \dots \text{㊠}$
 この改正により、 $\text{㊠} - \text{㊟} = 12,070円$ (年間)の増額となります。

譲渡所得等特別控除の適用

今までは譲渡所得があった場合、譲渡所得の特別控除前の金額を所得としていましたが、今後は特別控除後の所得で算出します。

青色、白色事業専従者控除の適用

今までは、事業専従者控除を事業主の所得としていましたが、今後は事業専従者控除を適用し、所得を算出します。

介護分の課税限度額の変更

国民健康保険税の介護分の限度額について、国の限度額が8万円に改正されたことに伴い、松前町でも限度額を8万円に変更します。

※14年度までは7万円

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

7月の納税

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1・全期

口座振替日は
銀行・信金……7月25日(金)
農協・郵便局…7月28日(月)

※納税は便利な口座振替へ

～ 明るい町 笑顔で納税 楽しい生活 ～

福祉

内閣総理大臣の 書状を贈呈します

先の対戦で戦地等に派遣され戦時衛生勤務に服された「旧日本赤十字社救護看護婦」、「旧陸海軍従軍看護婦」の方々(慰労給付金受給者を除く)に対して、そのご苦勞に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しています。

ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

請求書等

役場福祉課社会福祉係

☎985-4112

請求期限

平成17年3月31日まで

問い合わせ

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関

2-1-2

総務省大臣官房管理室

業務担当

☎03-5253-5182

FAX03-5253-5190